

# 技術検定(1級)、建築士免許(1級)、技術士(第二次試験合格者)、国土交通大臣認定(法第15条第二号ハ)の資格と監理技術者になりうる建設業の種類

分類	資格区分コード	資格 〔 〕内は資格者証の有する資格の欄に表示される略語	監理技術者になりうる建設業の種類 (■：指定建設業) (資格者証の建設業の種類欄に [1] が表示されます。)																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
技術検定	1 1	1級建設機械施工技術士 (一機施)	1											1																		
	1 3	1級土木施工管理技術士 (平成28年度以降の合格者) (一土施)																														
		1級土木施工管理技術士 (平成27年度以前の合格者) (一土施) であって欄外★の要件を満たす者	1				1	1					1	1	1			1											1		1	
	2 0	1級建築施工管理技術士 (平成28年度以降の合格者) (一建施)	1				1	1					1	1	1			1	1	1	1	1								1		
		1級建築施工管理技術士 (平成27年度以前の合格者) (一建施) であって欄外★の要件を満たす者	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1			1	1	1	1	1	1						1		1	
		1級建築施工管理技術士 (平成27年度以前の合格者) (一建施)	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1			1	1	1	1	1	1						1			
	2 7	1級電気工事施工管理技術士 (一電施)								1																						
	2 9	1級管工事施工管理技術士 (一管施)									1																					
	3 1	1級電気通信工事施工管理技術士 (一通施)																														
3 3	1級造園施工管理技術士 (一園施)																															
建築士試験 (建築士免許)	3 7	1級建築士 (一建士)	1	1				1			1	1								1												
技術士試験 (第二次試験合格者) 『現技術部門と旧技術部門の対応表』 ●は現技術部門科目 【】は旧技術部門科目 旧技術部門科目も監理技術者資格要件に該当します。 ●農業「農業農村工学」 【農業「農業土木」】 ●電気電子 【電気「電子」】 ●機械「流体機器」 【機械「流体工学」】 ●機械「熱・動力エネルギー機器」 【機械「熱工学」】 【機械「暖冷房及び冷凍機械」】 ●上下水道 【水道】 ●森林「林業・林産」 【森林「林業」】 ●森林 【林業】 ●衛生工学「廃棄物・資源循環」 【衛生工学「廃棄物管理」】 【衛生工学「廃棄物処理」】 【衛生工学「汚物処理」】	4 1	建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外) (技(建))	1																													
		建設技術監理: 建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外) (技(総建))	1				1																									
	4 2	建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外) (技(建)) であって欄外★の要件を満たす者	1				1																									
		建設技術監理: 建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外) (技(総建)) であって欄外★の要件を満たす者	1				1																									
	4 3	建設「鋼構造及びコンクリート」 (技(建鋼))	1				1																									
		建設技術監理: 建設「鋼構造及びコンクリート」 (技(総建鋼))	1				1																									
	4 4	建設「鋼構造及びコンクリート」であって欄外★の要件を満たす者 (技(建鋼))	1				1																									
		建設技術監理: 建設「鋼構造及びコンクリート」 (技(総建鋼)) であって欄外★の要件を満たす者	1				1																									
	4 5	農業「農業農村工学」 (技(農工))	1				1																									
		建設技術監理: 農業「農業農村工学」 (技(総農工))	1				1																									
	4 6	電気電子 ※選択科目は問いません (技(電))																														
		建設技術監理: 電気電子 ※選択科目は問いません (技(総電))																														
	4 7	機械 (「流体機器」及び「熱・動力エネルギー機器」) 以外 (技(機))																														
		建設技術監理: 機械 (「流体機器」及び「熱・動力エネルギー機器」) 以外 (技(総機))																														
	4 8	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」 (技(機流))																														
		建設技術監理: 機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」 (技(総機流))																														
	4 9	上下水道 (「上水道及び工業用水道」以外) (技(水))																														
		建設技術監理: 上下水道 (「上水道及び工業用水道」以外) (技(総水))																														
5 0	上下水道「上水道及び工業用水道」 (技(水上))																															
	建設技術監理: 上下水道「上水道及び工業用水道」 (技(総水上))																															
5 1	水産「水産土木」 (技(産土))	1																														
	建設技術監理: 水産「水産土木」 (技(総産土))	1																														
5 2	森林「林業・林産」 (技(林林))																															
	建設技術監理: 森林「林業・林産」 (技(総林林))																															
5 3	森林「森林土木」 (技(林森))	1																														
	建設技術監理: 森林「森林土木」 (技(総林森))	1																														
5 4	衛生工学 (「水質管理」及び「廃棄物・資源循環」) 以外 (技(衛))																															
	建設技術監理: 衛生工学 (「水質管理」及び「廃棄物・資源循環」) 以外 (技(総衛))																															
5 5	衛生工学「水質管理」 (技(衛水))																															
	建設技術監理: 衛生工学「水質管理」 (技(総衛水))																															
5 6	衛生工学「廃棄物・資源循環」 (技(衛廃))																															
	建設技術監理: 衛生工学「廃棄物・資源循環」 (技(総衛廃))																															
国土交通大臣認定 (法第15条第二号ハ)	0 3	認定業種 (土木工事業) (認定(土))	1																													
		認定業種 (建築工事業) (認定(建))		1																												
		認定業種 (電気工事業) (認定(電))																														
		認定業種 (管工事) (認定(管))																														
		認定業種 (鋼構造物工事業) (認定(鋼))																														
		認定業種 (舗装工事業) (認定(舗))																														
		認定業種 (造園工事業) (認定(園))																														

★ 以下のいずれかが必要。

- ・「登録解体工事講習の受講」
- ・「解体工事について合格後1年以上の実務経験」

● 監理技術者資格者証制度の詳細については、  
当センターのホームページ <https://www.cezaidan.or.jp> 「監理技術者になる方へ」をご覧ください。